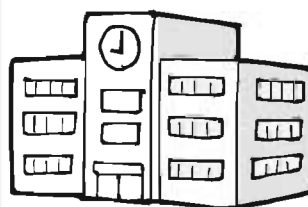
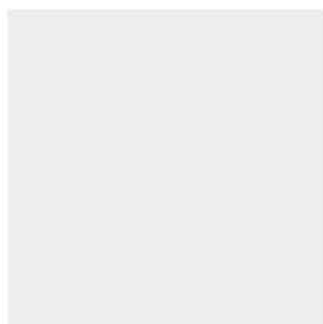


文部科学省委託事業
総合的な放課後対策推進のための調査研究（平成19年度）
全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 事業

障害のある子どもの 放課後活動促進に関する調査研究

報 告 書

平成20年2月



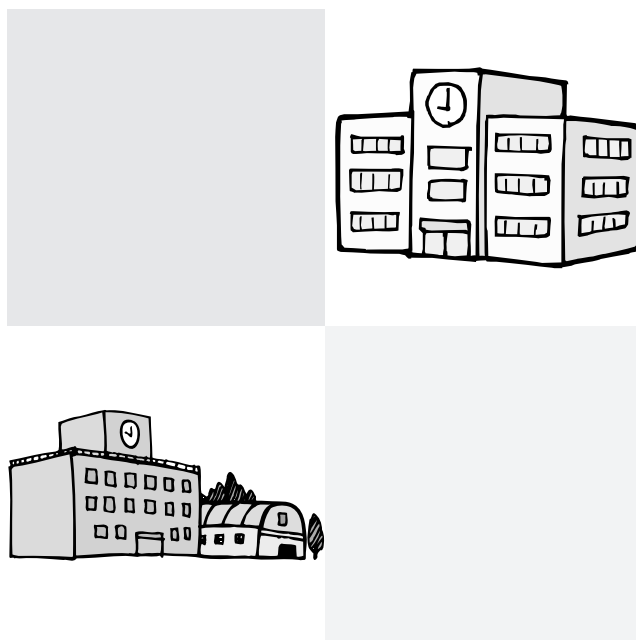
全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

文部科学省委託事業
総合的な放課後対策推進のための調査研究（平成19年度）
全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 事業

障害のある子どもの 放課後活動促進に関する調査研究

報 告 書

平成20年2月



全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

目 次

あいさつ

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会	会 長 村松 敏子 …	4
本事業運営委員会	委員長 木下 省剛 …	4
全国特別支援学校長会	会 長 三苫由紀雄 …	5

1. 本事業の趣旨	7	
(1) 本事業が目指すもの	8	
—— 障害のある子どもの休日・放課後活動促進のために ——		
(2) 放課後子どもプランについて	10	
—— 障害のある子どもの放課後活動の現状と課題 ——		
(3) 本事業の概要	13	
—— 調査研究の進め方 ——		
2. 調査結果	15	
3. 放課後活動促進のために 学識経験者から	25	
(1) 本事業に期待する	東洋大学教授 宮崎 英憲 …	26
(2) 放課後活動の目指すもの	明治学院大学心理学部教授 金子 健 …	27
(3) 障害のある子どもの放課後活動推進への期待	東京学芸大学教授 渡邊 健治 …	28
(4) 放課後活動促進を巡って	高崎健康福祉大学大学院健康福祉学研究科保健福祉学専攻長 北沢 清司 …	29
(5) 放課後がつくる豊かな発達と特別支援教育	東京学芸大学准教授 奥住 秀之 …	30
(6) 福島における特別支援学校の「放課後子ども教室」の課題と今後の展開について	福島県立盲学校長（前福島県教育委員会参事） 西間木 薫 …	31
4. 全国の状況 放課後活動についての現状と課題	33	
(1) 北海道ブロック — 現状と課題 —	34	
(2) 東北ブロック — 現状と課題 —	35	
(3) 関東甲信越ブロック — 現状と課題 —	36	
(4) 東京ブロック — 現状と課題 —	38	
(5) 北陸ブロック — 現状と課題 —	39	
(6) 東海ブロック — 現状と課題 —	40	
(7) 近畿ブロック — 現状と課題 —	41	
(8) 中国ブロック — 現状と課題 —	42	
(9) 四国ブロック — 現状と課題 —	43	
(10) 九州ブロック — 現状と課題 —	44	

5. 実践事例	45
<事例の概要>	46
(1) 放課後子どもプラン	48
① 放課後子ども教室	48
i) 特別支援学校や特別支援学級の児童生徒（障害児）が参加している	
小学校区における「放課後子ども教室」	48
a 横浜市「放課後児童育成施策」（神奈川県）	48
b 品川区「すまいるスクール」（東京都）	50
c 川崎市「わくわくプラザ川崎」（神奈川県）	52
d 伊達市・三春町「放課後子ども教室」（福島県）	54
e 世田谷区「新BOP」（東京都）	56
ii) 特別支援学校における「放課後子ども教室」	57
a 「あきるのクラブ」（東京都立あきる野学園養護学校）	57
b 「大塚クラブ」（東京都立大塚ろう学校）	59
c 「子どもの身体づくり教室」（福島県立郡山養護学校）	60
d 「放課後子ども教室」（福島県立盲学校・福島県立聾学校福島分校）	61
e 和歌山県「いきいき交流教室」	62
② 放課後児童クラブ（学童クラブ）	64
i) 八王子市の放課後児童クラブ（東京都）	64
ii) 松江市の宍道児童クラブ「しんじっ子」（島根県）	66
iii) 杉並区の放課後児童クラブ（東京都）	67
(2) 障害者自立支援法の制度による放課後支援	68
① 日中一時支援事業	68
i) 板橋区障がい児放課後クラブ「はすねっこ」（東京都）	68
ii) 海津市障害児タイムケア事業（岐阜県）	69
② 児童デイサービス	72
i) 三木児童デイサービス（香川県）	72
ii) 八王子市重症心身障害児デイサービス「こあらくらぶ」（東京都）	73
(3) 都道府県独自の事業による「学童保育」	75
① 埼玉県養護学校放課後児童対策事業	75
② 島根県「ハッピーアフタースクール事業」	77
③ 東京都通所訓練事業「三鷹なかよし教室」	79
<障害児の放課後活動を進めるに当たって>	80
① 狛江市の移動サービスに関する事例（東京都）	80
② 放課後児童クラブ指導員の育成を願うボランティア養成講座 （静岡県立袋井養護学校）	82
6. 提 言	83
7. 障害のある子どもの地域における放課後活動 — 保護者の立場から —	89
<資 料>	

あ い さ つ

全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会
会 長 村 松 敏 子

この度、全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会（全知 P 連）では、文部科学省より、放課後子どもプラン事業を推進していくに当たり、障害のある子どもの放課後活動促進に関する調査研究の委託を受けました。それを受けて、当全知 P 連では、障害種別を超えて、全国の特別支援学校およそ 1,000 校にアンケートのご協力をお願いいたしました。

返送して頂いたアンケート内容の集計と分析、各地域の実践事例の報告、それらを踏まえた提言、まとめおよび今後の期待等を盛り込んだ報告書を作成いたしました。

全知 P 連では平成 11 年より子育て支援事業を展開してまいりました。教育の充実と共に地域生活、余暇の充実は障害のある障害児・者の人生全般に亘る重要な課題と認識し取り組んでまいりました。この度の調査研究が今後の障害のある児童生徒にとって、さらに希望ある未来が開けるきっかけとなることを願ってやみません。

この調査研究には、全国の特別支援学校の校長先生・ P T A 会長さん始め、各地の行政の方々にご協力をいただきました。紙面をお借りして皆様に、心よりお礼申し上げます。

あ い さ つ

本事業運営委員会委員長 木 下 省 剛

障害のある子どもの放課後活動の機会は少なく、保護者は子育てに多くの困難を抱えています。将来の自立と社会参加に向けて、在学中からの社会参加は障害のある子どもの大切な課題ではありますが、条件の整備が不十分であります。今回の調査研究にあたり全国の特別支援学校の先生方・ P T A ・関係者の皆様にご協力をいただきましてありがとうございました。こころよりお礼申し上げます。今回の調査研究が今後の障害のある子どもの放課後活動の充実につながることを確信しています。

あ い さ つ

共生社会の実現を目指して ― 豊かな地域生活のために ―

全国特別支援学校長会 会長 三 苦 由紀雄

全国特別支援学校知的障害教育校P T A連合会（全知P連）は平成11年度から「子育て支援事業」を実施し、全国でボランティアの輪を広げると共に、休日・放課後の地域活動を拡充し、一人一人の豊かな地域生活の実現を目指してきました。そして、障害種別を超えた地域活動を広げるために、平成16年度から全特長（全国特別支援学校長会）がこれを引き継ぎました。これまでの活動の成果により、今、また、新たな展開を迎えようとしています。

学齢期から社会参加と自立を目指し、豊かな地域生活を送ることが、生涯にわたり充実した生活をする上で不可欠である、という考え方が「子育て支援」の基盤にあります。そのような考えに基づき、休日・放課後活動促進の実践が「子育て支援事業」によって広がり、全国で展開されました。毎年夏の全知P連大会（全国大会）は、全国の各校P T Aによる、休日・放課後活動促進の実践報告がなされ、いつも熱気に溢れた大会となっております。

この支援の考え方が、「特別支援教育」に明確に位置づけられ、生涯にわたる相談支援体制の構築を図ることが必要とされています。その支援のツール（道具）となる「個別の教育支援計画」は特別支援教育の中核です。この支援のための地域サービス資源の一つとして、休日・放課後の地域活動の拡充がますます重要になっています。

全知P連では、以上の「子育て支援事業」のような、子どもたちの豊かな生活のために、地域に向かって積極的に支援の輪を広げ支援体制を作っていく活動を推進できるように、内部組織のあり方も検討し、この10年様々な課題に取り組んできました。まだまだ不十分ですが、会長を支える事務局体制、学識経験者等外部関係者との連携、「全国特別支援学校P T A連合会」の模索等、検討を重ねてきました。

全知P連は、アジア太平洋障害者の10年中間年障害者功労者団体として内閣総理大臣賞を受賞しました。これは「子育て支援事業」等の先進的に活動を推進してきたことが評価されたものです。

今回、「障害のある子どもの放課後活動促進に関する調査研究」の事業を文部科学省から委託されました。このことは、これまでの全知P連の活動の実績があったからだと思います。今年度は調査研究事業でしたが、来年度はモデル事業の検討がされております。今年度、様々な事例を収集分析し、本報告書にその内容を載せ、広く配布し理解が図られるようにしていきたいと考えております。来年度は、その成果を踏まえ、どのように実践していくことが良いかを探るために、パイロット事業校を指定して、検討を進める必要があります。

事業の推進にご協力いただいた関係者の方々に深く感謝申し上げますとともに、多くの方々からの本報告書へのご指導・ご助言をよろしくお願いいたします。

1. 本事業の趣旨

- (1) 本事業が目指すもの
—— 障害のある子どもの休日・放課後活動促進のために ——
- (2) 放課後子どもプランについて
—— 障害のある子どもの放課後活動の現状と課題 ——
- (3) 本事業の概要 —— 調査研究の進め方 ——

1. 本事業の趣旨

(1) 本事業が目指すもの

— 障害のある子どもの休日・放課後活動促進のために —

1. 基本的な考え方

(1) 子育て支援

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会（全知P連）は平成11年度から「子育て支援事業」を実施し、全国でボランティアの輪を広げると共に、休日・放課後の地域活動を拡充し、一人一人の豊かな地域生活の実現を目指してきました。そして、障害種別を超えた地域活動を広げるために、平成16年度から全特長（全国特別支援学校長会）がこれを引き継ぎました。

(2) 地域で育つ

障害のある子ども達一人一人は、人とのかかわりの中で、地域で育つ。卒業時に学校生活から社会生活へ移行するのではなく、学齢期の生活も地域社会生活そのものであり、学校生活はそのごく一部にすぎない。学齢期から社会参加と自立を目指し、豊かな地域生活を送ることが、生涯にわたり充実した生活をする上で不可欠である、という考え方が「子育て支援」の基盤にあります。

(3) 「横」と「縦」の連携による支援

このために「横」に広がる関係者の支援と「縦」につながる生涯にわたる支援が大切である、ということ共有し、そのようなコンセプトによる休日・放課後活動促進の実践が、全国で展開されました。毎年夏の全知P連大会（全国大会）では、全国の各校PTAによる、休日・放課後活動促進の実践報告で、いつも熱気に溢れています。

(4) 特別支援教育の推進

この「縦」と「横」の支援の考え方が、平成15年度に打ち出された「特別支援教育」に明確に位置づけられました。地域の関係者の支援をコーディネートするのは、これまで保護者であったのに代わり、学齢期は学校が中心にコーディネートします。その支援のツール（道具）となる「個別の教育支援計画」は特別支援教育の中核です。そのための地域サービス資源の一つとして、休日・放課後の地域活動の拡充がますます重要になっています。

2. 全知P連「放課後活動促進事業」（平成19年度）が目指すもの

(1) 「放課後子どもプラン」による放課後活動促進

「放課後子どもプラン」は、「放課後児童クラブ」（いわゆる「学童クラブ」）と「放課後子ども教室」を連携させるもので、平成19年度より全国の各区市町村で実施されることになり、障害児もこれに参加し、居住地における健全児と交流する地域活動の機会が拡充することに、私達は大きな期待を抱いています。そのことを推進する様々な工夫や実践のあり方を、この事業で広く紹介したいと考えています。

① 「放課後児童クラブ（学童クラブ）」では、これまでも小学3年まで、区市町村によっては小学6年生まで、児童館等で小学低学年を中心に保育しています。児童福祉法による健全育成事業で、障害児も受け入れています。受け入れ数が不十分ですが、受け入れた障害児の指導については、様々な実践例がすでにあります。

② 「放課後子ども教室」は、これまでも各市町村等における「子どもの居場所づくり」として実施されてきましたが、平成19年度から「放課後子ども教室」として各小学校区等の実施が広がっています。これに特別支援学校（盲・聾・養護学校）に在籍する障害児が参加できている例は、現段階では、決して多くはありません。今後どのような条件整備がな

され、どのような工夫の実践がなされることが、その拡充に繋がるかを探ります。

この調査研究を文部科学省から委託を受けた団体が本会です。全知P連は委員会を設置して、全知P連10ブロックの代表、学識経験者等に検討をお願いしています。調査研究では、①全国の特別支援学校の通学区域における、障害児の放課後活動の現状・課題を明らかにし、②障害児の放課後活動についての実践事例を収集分析し、③障害児の放課後活動促進の望ましい在り方を探り、③報告書を全国に配布して広く啓発します。

(2) 障害者自立支援法による放課後活動促進の拡充

私達は「放課後子どもプラン」だけで、障害児の放課後活動が充実するとは思っていません。ご承知のように、児童デイサービス等の制度を使い、様々な団体が「障害児の学童保育」を、多くは中・高の年齢まで実施しています。このような学童保育の継続・発展も不可欠です。しかし、障害者自立支援法の制度では、その継続・発展の見通しは必ずしも明るくはありません。自立支援法の制度では、日中一時支援事業等により障害児の放課後活動を実施することになりますが、報酬単価が低く、障害児の放課後活動の実施は困難であり、本人・保護者のニーズが大きいかかわらず、そのことに対応しきれないのが現状です。

このような現状の中で、私達は児童デイサービスの制度の改善が必要であると考えています。児童デイサービスの考え方には「発達支援」がありますが、日中一時支援にはありません。私達は、放課後活動は「育ち」の場である、と考えます。児童デイサービスの制度を障害児の放課後活動にも適用できるように制度を改め、この制度による放課後活動の拡充が必要だと考えています。

(3) 「放課後子どもプラン」への願い

① 「放課後子ども教室」に障害児が居住地で参加し、健常児と交流し、活動することの意義は極めて大きいと考えます。この居住地における交流を念頭に、私達は障害児が参加する場合の特別な助成、指導体制、専門家による巡回相談・指導、研修制度等についても検討することが大切であると考えています。また、特別支援学校における「放課後子ども教室」では、高等部までの児童生徒を対象とすること。特別支援学校における「放課後子ども教室」という多様な選択肢を大切にしつつ、その放課後活動を居住地で実施して市町村事業に移行する工夫もすること。そのことを基盤に、健常児と交流する小学校区等における「放課後子ども教室」に広げることも検討する必要があります。

② 「放課後児童クラブ」では、障害児の「保育に欠ける」要件の見直し、障害児の受け入れ数の拡大、小学6年までの年限延長、専門家の巡回相談・巡回指導体制、研修制度等についても検討することが大切であると考えます。

そもそも障害のある子どもの保護者は、共働きなど出来ないことが多い。その保護者の子どもが「保育に欠ける」ことはないので、「放課後児童クラブ」の対象に出来ない、という考え方そのものを見直す必要があります。

(2) 放課後子どもプランについて

— 障害のある子どもの放課後活動の現状と課題 —

1. 「放課後子どもプラン」とは

「障害者基本計画」では、「21世紀にわが国が目指す社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会とする必要がある。共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。」と述べられています。この「共生社会」の概念は、障害のある人の乳幼児期から成人期までの生涯にわたって、社会のあらゆる活動への参加と参画を支えることを示しています。そして、障害のある人が参加しやすい環境を用意することは、高齢者や幼児、病気等による一時的に支援を必要とする人などにとっても優しい環境であり、社会を構成する全ての国民にとっても重要な意味を持つと考えられます。

「放課後子どもプラン」は、学齢期の子どもたちが、安全で安心な放課後を地域で過ごすことができるように、今年度から取り組まれているものです。この事業の対象となる子どもは、障害のあるなしにかかわらず、全ての小学校在籍児童が対象となっています。「放課後子どもプラン」は、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」（学童クラブ）を一体的に実施する総合的な放課後対策事業です。そのおもな内容は、次のようになっています。(1)実施主体は、市町村であるが、運営は社会福祉法人・NPO等に委託することができる。(2)事業経費は、文部科学省（放課後子ども教室）と厚生労働省（放課後児童クラブ）が連携をして予算化し、国・都道府県・市町村が、それぞれ3分の1ずつを負担する。(3)事業内容としては、以下の3点が大きな特徴としてあげられています。①市町村に運営委員会を設置し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について放課後子どもプランを策定する。（都道府県には、推進委員会を設置し、市町村を支援する）②小学校区を基本とし、小学校での実施を原則とするが、地域の実情により、学校外での実施、あるいは放課後児童クラブのみの実施でもよい。③各小学校区に、事業実施に関わる調整役として、コーディネーターを配置する。

この事業が実施される背景には、保護者の仕事と子育ての両立支援、少子化対策、子どもの地域における安全対策等の種々の理由があると考えられますが、重要なことは、この事業がすべての子どもを対象としており、障害のある児童生徒の地域生活の充実に向け、幅広く理解と協力を得られる契機となる可能性がある点です。障害のある子どもたちの場合は、個々の子どもに合わせた支援が必要であり、その結果、地域社会への参加の機会が狭まり、制約を受けることが多くあります。こうした現状と今後目指すべき共生社会の理念から見て、今回の「放課後子どもプラン」については、次のような点がその意義として考えられます。

- 障害のある子どもたちの学齢期からの地域社会参加の機会を保障することは、子どもたちの成長発達にとって重要な意義を持つ。
- 居住地域に住む同年代の子どもたちが、放課後等に遊びや活動を共にすることは、交流及び共同学習の基盤作りとなるものであり、相互の理解を深める契機となる。

2. 障害のある子どもたちの放課後

今回の調査において、障害のある子どもたちの地域生活への参加の様子が把握できました。それによると、地域活動への参加率は、小学部約35%、中学部約31%、高等部約21%となっています。「放課後子どもプラン」については、約70%の学校およびPTAが理解しており、障

害のある子どもたちを地域の活動（放課後子ども教室、放課後児童クラブ等）へ参加させたいという希望があることがわかりました。一方、参加にあたっての課題として、担当者の専門性、送迎手段などが、大きな課題として挙げられています。

障害のある子どもたちが参加する地域活動には、障害者自立支援法による社会福祉サービスもあります。児童デイサービスや、日中一時支援事業がこれにあたります。今回の調査において、障害児を対象とした地域活動の実施主体に社会福祉法人が多かったことは、このことを示していると思われます。また、個別の外出支援としての移動支援についても、多くの子どもたちの社会参加の機会となっていることが伺われます。こうした状況を図に表すと以下のようになります。

学部	放課後子どもプラン		障害者自立支援法		
	放課後児童クラブ (学童クラブ)	放課後子ども教室	児童デイサービス	日中一時支援	移動支援
小	障害児対象	障害児対象			
中					
高					

障害者自立支援法および「放課後子どもプラン」により、子どもたちの地域社会への参加機会が増え、その選択肢が拡大してきていると考えられます。しかしながら、障害者自立支援法における「児童デイサービス」、「日中一時支援」については、報酬単価が低くなったことにより、地域の中にこうしたサービスがない状況が見られます。また、「移動支援」についても、小学校低学年においては、支給時間が極端に少ない状況も見られます。障害のある子どもおよびその保護者が、これらの多様な社会参加の機会を選択し、豊かな地域生活を送れるように、制度をどう充実していくかが、今後の課題となります。

3. 今後の課題

上記のような実態をふまえ、放課後子ども教室について、以下の2点が今後の課題として考えられます。

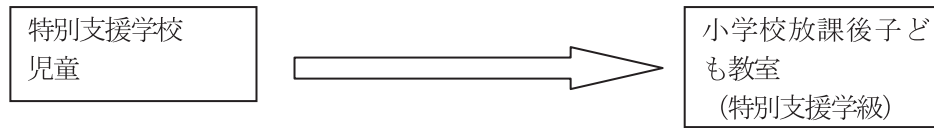
(1) 小学校区における実施教室への参加

各小学校区で実施される放課後子ども教室に参加するにあたっては、送迎手段と担当者の専門性が課題となります。

放課後の移動手段については、保護者の負担を軽減するために「移動支援」の利用が考えられますが、現状では小学校低学年での「移動支援」の利用について制限がある自治体が多く見られます。今後の検討課題であると思われます。また、支援の必要な子どもが、初期の参加段階において、ヘルパーやボランティアとともに活動に参加することは、障害のある子どもへの直接的な支援になるとともに、放課後子ども教室の担当者への理解を深める契機になると思われます。

担当者の専門性については、特別支援学校および特別支援学級等の支援および特別支援教育コーディネーターの活用が考えられます。放課後子ども教室と特別支援教育のコーディネーター間の連携により、個々の子どもにあった支援や配慮について、担当者と保護者、学校の共通理解を進められる可能性があります。障害のある子どもの状況によっては、担当者の加配等の制度上の支援が必要となることも考えられます。その際に、「個別の教育支援計画」の活用が組

織間の連携において有効なツールとして考えられるとともに、放課後子ども教室の関係者と連携した「個別の支援計画」が立てられることも重要です。

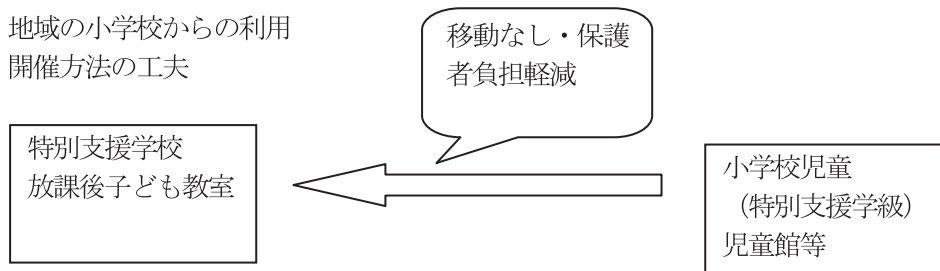


- ※障害者自立支援法・地域生活支援事業の移動支援の活用（小学校低学年でも利用できるように）
- ※コーディネーターの連携、特別支援学校・学級の支援

(2) 特別支援学校における放課後子ども教室の実施

特別支援学校における放課後子ども教室の開催は、課題となる移動手段や専門性について対応できることが予想されますが、市区町村立の小学校の協力が必要です。小学校で実施される放課後子ども教室に対して、開催場所を提供するという形で、週1回、月2回などといった工夫が考えられます。移動や参加の際の支援に多くの配慮を必要とする肢体不自由の子どもや医療的ケアが必要な子どもたちにとっては、こうした開催方法の工夫が必要であると思われる。また、特別支援学校における放課後子ども教室の実施をする場合には、居住地域における小学校と連携した開催を工夫することが必要であると考えられますが、その場合には、予算等の配分も含め、都道府県および市区町村の協力が必要であると思われる。

- ※ 地域の小学校からの利用
- ※ 開催方法の工夫



以上2点について、放課後子ども教室の課題および可能性について述べてきましたが、学齢期からの社会参加の機会を充実することが、地域における理解者や支援者を増やし、障害のある子どもの地域生活を豊かにするとともに、共生社会に向けた地域づくりに貢献することが予測されるため、今後の制度の充実と地域における運営の工夫やノウハウの蓄積が課題であると思われる。

(3) 本事業の概要 — 調査研究の進め方 —

1. 「障害のある子どもの放課後活動促進に関する調査研究」の目的、方法

(1) 調査研究の目的

自立と社会参加へ向け、在学中からの家庭、学校以外の場で活動することは極めて大切であるが、その条件整備が不十分で、障害のある子どもの放課後活動の機会は少ない。保護者も子育てに多くの困難を抱えている。

平成15年度から特別支援教育への転換が図られ、学校、保護者、関係者・機関が連携して一人一人を的確に支援し、24時間の豊かな生活と生涯にわたる豊かな生活を実現することを見通し、このことを踏まえた教育的支援に取り組んでいる。

しかし、その社会資源が不足している。放課後・休日活動の拡充は緊急かつ重要な課題となっている。放課後活動促進の望ましい方策を探りたい。

(2) 調査方法、調査対象

全国の特別支援学校（964校）を通して、障害のある子どもの放課後活動に関する全国各地の状況についてアンケート調査を実施し、現状・課題を明らかにする。

また、障害のある子どもの放課後活動に関する先進事例の収集分析を行う。

(3) スケジュール

平成19年10月 アンケート配布、先進事例視察

11 12月 アンケート、先進事例の集約・分析・検討

20年2月 報告書配布

2. 事業計画書概要

(1) 団体名 全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

(2) 事業の区分 2 (1) 先進事例の収集分析

(3) 事業の目的

テーマ：障害のある子どもの放課後活動促進に関する調査研究

障害のある子どもの放課後活動の現状・課題を把握し、放課後活動を促進する方策を明示し、全国各地で活動機会の充実を図る。

(4) 事業の背景・必要性

特別支援教育を推進することが現在重要な課題であり、関係者と連携した支援を充実するためにも、放課後活動を促進する必要がある。

(5) 事業の実施内容・方法

① 障害のある子どもの放課後活動についての全国の状況に関する調査

全国の特別支援学校等を通して、障害のある子どもの放課後活動に関する各地域の状況について調査し、現状・課題を明らかにする。

② 障害のある子どもの放課後活動促進の方策の提示

各都道府県の状況を踏まえた障害のある子どもの地域活動促進の方策を探り、全国各地域の様々な先進事例について分析・検討し、障害のある子どもの地域活動促進の望ましい筋道を提示する。

③ 「報告書」の作成と関係方面への啓発

上記について「報告書」にまとめ、全国の特別支援学校、その他関係者・機関に広く送付し、全国の各地域で障害のある子どもの放課後活動を促進できるようにする。

(6) 事業の目標とする効果・成果

全国各地で、障害のある児童・生徒の放課後活動の現状や課題について調査研究を実施し、放課後活動を促進する望ましい方策を明らかにし、障害のある児童・生徒の放課後活動の促進に資す。

2. 調査結果

■ アンケート集計結果

2. 調査結果

アンケート集計結果

— 平成19年10～11月 アンケート調査実施 —

1. アンケートの回収状況について

- ・アンケートの主たる回答者と助言に関わった回答者
- ・回答校の障害種別

全国の964校の特別支援学校を対象にアンケート調査を実施し、アンケートの回収率は約58%となる。

今回のアンケートは全知P連会長名で、全特長事務局から各県特長会代表を通して依頼をした。回答者の内訳については、PTAと学校とが協力して回答している学校が半数以上の54%であった。

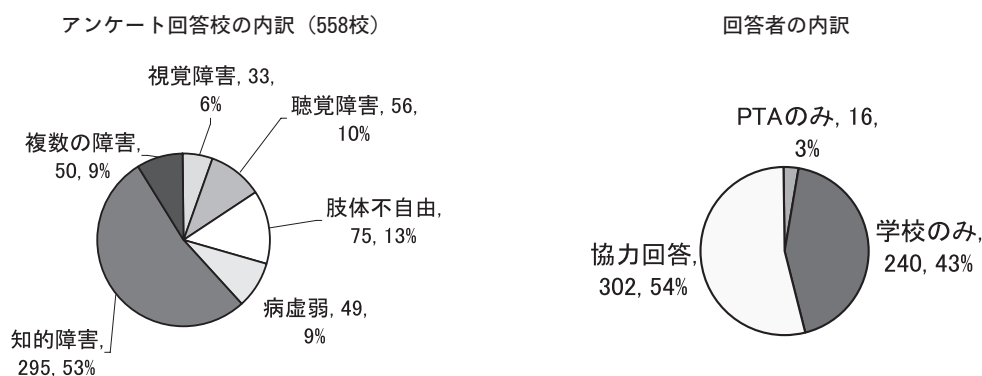


表1. アンケート回答校の内訳

障害種別	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病虚弱	知的障害	複数の障害	合計
校数	33	56	75	49	295	50	558

2. 地域活動・部活動への参加について

放課後や休日に地域活動に参加している児童生徒の割合。設置学部ごとの参加割合(%)。学校が放課後に開催しているクラブ活動(部活動)に参加している割合(%)と週あたりの回数。

(1) 地域活動について

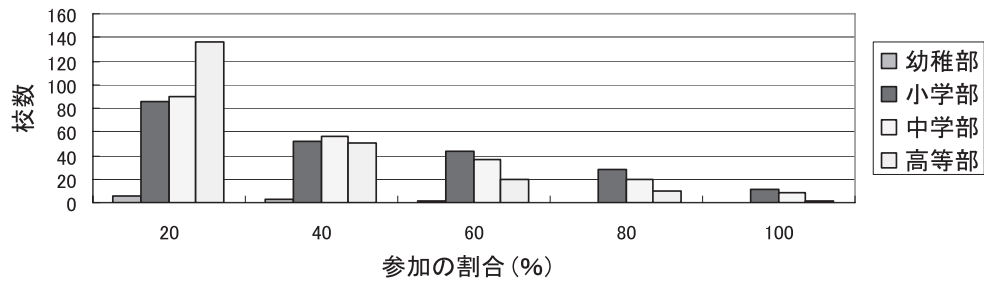
地域活動への参加については、各校に参加の割合をアンケートした。参加していると回答した学校のうち、参加率を集計した。幼稚部、小学部、中学部、高等部のうち、参加率が一番高いのは小学部で約35%である。中学部は約31%、高等部は約21%となっている。

知的障害特別支援学校のみ参加割合をみると、全体の傾向と大きな違いは見られない。

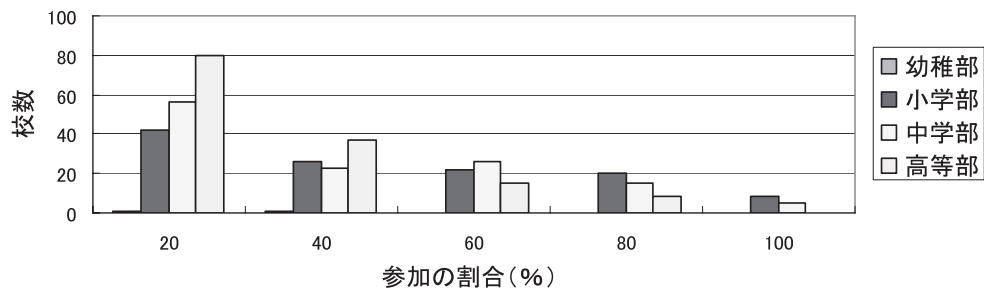
表 2. 各学部の地域活動への参加率

参加率	幼稚部	小学部	中学部	高等部
1～20%	5	85	90	136
21～40%	3	52	56	51
41～60%	1	44	36	20
61～80%	0	28	20	10
81～100%	0	11	8	2

各学部の地域活動への参加率



知的障害特別支援学校の地域活動参加率



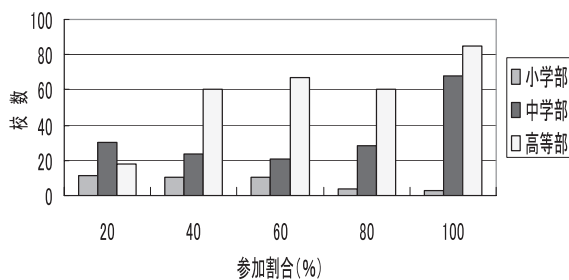
(2) 部活動への参加状況について

部活動への参加割合を見ると、高等部が圧倒的に多いことが分かる。高等部部活動の開催日数は、週に1日、2日で過半数以上を占めている。

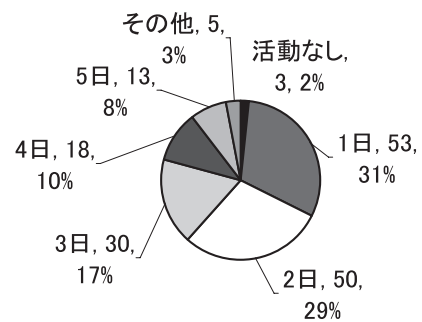
表 3. 各学部の部活動への参加率

参加率	小学部	中学部	高等部
1～20%	11	29	17
21～40%	10	24	60
41～60%	10	21	66
61～80%	4	27	58
81～100%	3	68	85

部活動への参加率



高等部部活動の開催日数

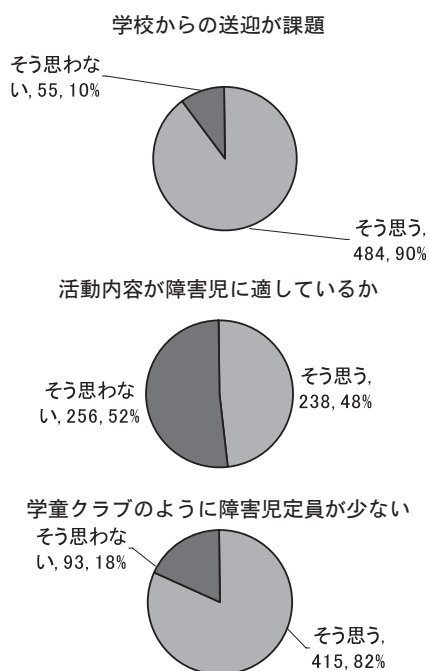


3. 放課後子どもプランについて

- ・放課後子どもプランが平成19年4月より実施されていることを知っているか。
- ・放課後子どもプランに障害のある児童・生徒が参加する上で課題と思うこと。

表4. 放課後子どもプランについて

質問項目	はい／そう思う	いいえ／そう思わない
子どもプランを知っているか	202	91
専門職員必要	277	10
送迎が課題	254	31
活動内容が障害児に適していない	125	139
学童クラブのように定員が少ない		
特別支援学校で開催すべき	89	180
障害児のみの活動場所が必要	51	218

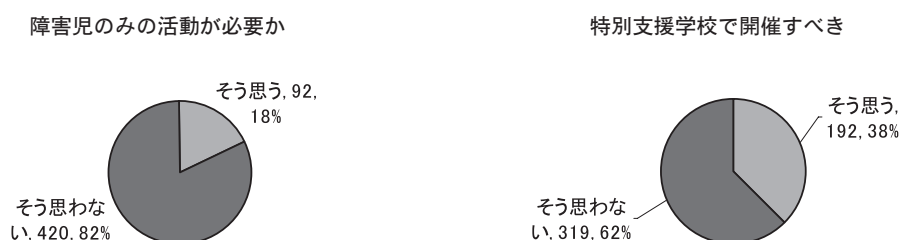


放課後子どもプランについては、70%近くの学校が「知っている」と回答している。これはPTAと学校とが協力して回答した学校が多かったためと考えられる。

放課後子どもプランについての課題として、専門職員の配置については96%が必要と答えている。自由記述では447校から回答を得た。その中で「障害に対しての専門性」についての記述は48件、ボランティア養成等についての記述は84件みられた。このことから、障害児のケアについて、安心して保護者が子どもを託すには障害に応じた専門性が必要との考えが多いことがわかる。「活動内容が障害児に適していない」という質問は、「そう思う」と「そう思わない」とも約50%であった。専門性のある職員やボランティアの配置によって、障害児に合った活動内容の充実が期待される。

「障害児のみの活動場所が必要か」という質問に対し、82%の学校が「そう思わない」と回答している。また「特別支援学校で開催すべきか」についても62%が「そう思わない」と回答している。このことから障害のある子どもたちを地域の活動に参加させたいという希望が多いことが伺える。しかし「送迎が課題か」の質問では、90%の学校が「そう思う」と回答している。地域活動に参加したいが送迎が課題で参加が難しいと考える学校が多いと思われる。

また、「特別支援学校で開催すべき」に「そう思う」と回答した学校は38%だが、自由記述の中には、障害の様子から健常児と一緒に活動は難しい場合があり、障害児のみの活動の意義が述べられている意見が多数見られた。一方、「放課後児童クラブ（学童クラブ）のように定員が少ない」について「そう思う」と答えた学校は82%で、障害児の希望者全員が利用できる枠が確保されていないと感じているところが多い。



4. 地域活動について

(1) 設置主体と運営主体、利用している制度、活動場所について

- ・設置主体と運営主体はどこか。
- ・どの制度に則った活動か。
- ・主な活動場所はどこか。

知的障害の小学部設置校に地域活動の調査を依頼したところ、920余りの障害児対象の地域活動があった。

設置主体・運営主体からみると、「社会福祉法人」が圧倒的に多く、運営主体において約40%が社会福祉法人である。

地域活動において利用している制度についてみると、障害者自立支援法の「児童デイサービス」や「日中一時支援」の制度を福祉施設が多く利用し、サービス提供していることがわかる。また、活動場所も83%が「その他」であり、おそらく多くは福祉施設で開催されていると考えられる。

表5. 放課後活動の設置主体と運営主体

	設置主体	運営主体
NPO	194	198
PTA	19	26
学校	28	23
社会福祉法人	312	364
自治体	133	47
親の会	64	72
複数の組織	18	0
その他	131	148
不明	25	46
合計	924	924

地域活動設置主体と運営主体

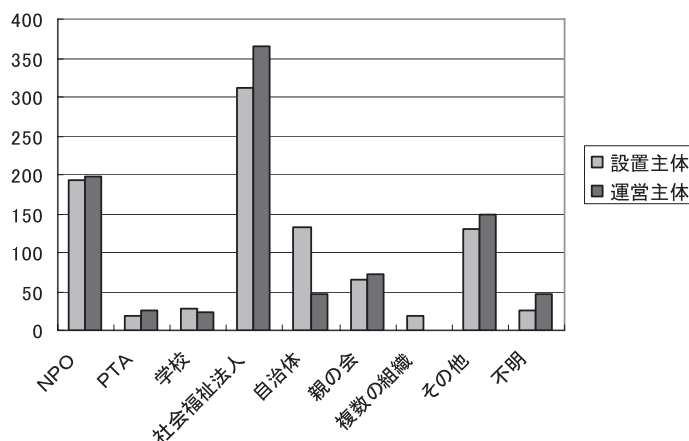


表6. 利用している制度について

利用している制度	件数
放課後子ども教室	58
障害者自立支援法 児童デイサービス	293
障害者自立支援法 日中一時支援事業	386
障害児のための学童保育など、自治体独自の制度を含む	144
制度には則っていない放課後活動	128
その他	111

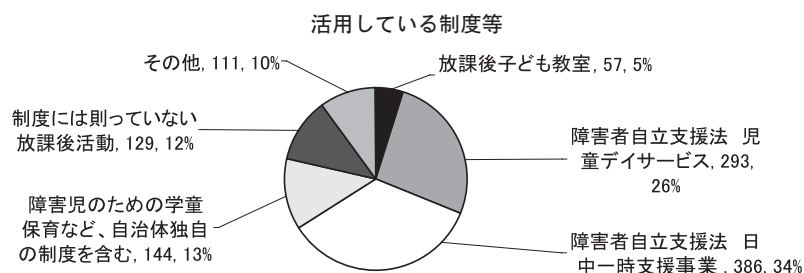
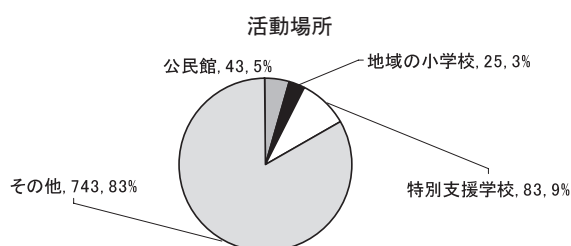


表7. 活動場所について

公 民 館	地域の小学校	特別支援学校	そ の 他	不 明
43	25	84	743	29



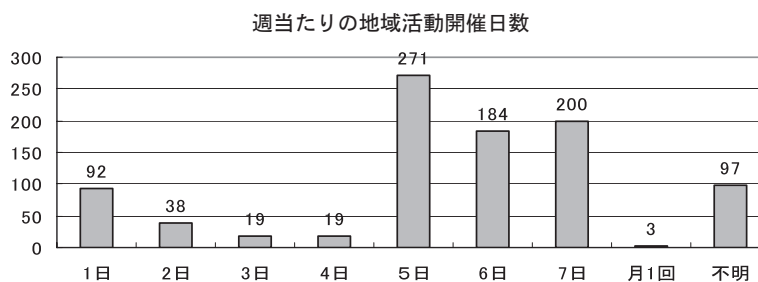
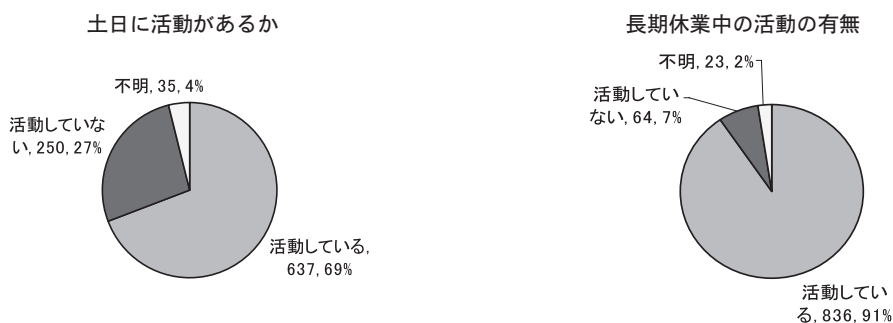
(2) 地域活動の開催日数や参加状況について

- ・土・日曜日に活動があるか。
- ・週当たりの開催日数。
- ・1人当たりの1週間の参加日数。
- ・長期休業中に活動があるか。
- ・1日あたりの定員。

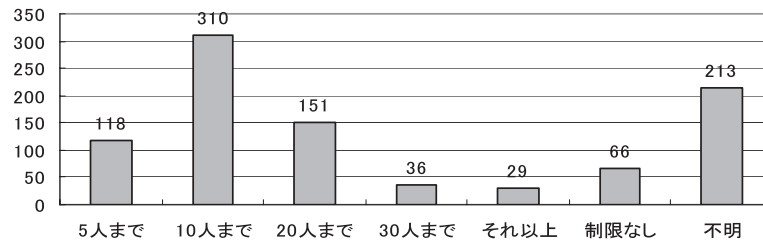
障害児の地域活動が週末や長期休業中に開催されているかについては、70%近くが週末も開催され、長期休業中には90%以上が開催されている。これは、先にも述べたとおり、障害者自立支援法に則った社会福祉法人のサービスが大多数を占めるものと思われる。

障害児対象の地域活動の開催日数は、週5日から7日が多い。先にも触れたとおり、社会福祉法人が障害者自立支援法に則ってサービス提供しているものが多いものと思われる。

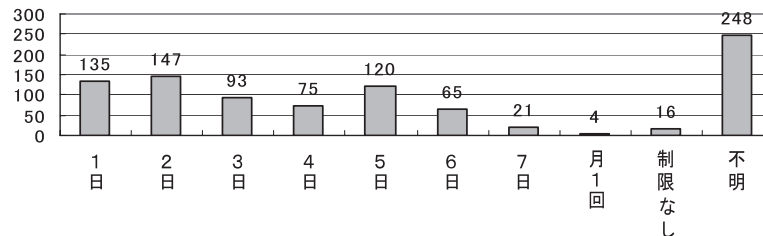
一方、参加者の1週間当たりの利用日数は、地域活動の開催日数の分布とは異なり、1日、2日、5日が多い。地域に障害児の地域活動が少なく、参加者過多で利用日数が限られているケースや、部活動との併用で地域活動への参加日数が少ないなど、個々の理由が考えられる。各活動の1日当たりの定員（供給）と参加希望人数（需要）との差異が地域によってあることが伺える。



1日当たりの定員



1人当たりの1週間の参加日数



(3) 地域活動への参加条件について

・参加資格や参加の条件。

障害児の場合、保護者が働いていることが利用の条件になることは少なく、放課後児童クラブとは大きく異なっている。自治体在住についても「条件なし」が「条件あり」を上回っているが、これは社会福祉法人が障害者自立支援法に則ったサービスを広域で提供しているものと思われる。付き添いの条件「なし」が多いことも、同様の要因だと思われる。

表8. 障害児のための放課後活動への参加条件

	保護者が働いている	自治体在住	手帳を所持	付き添い
条件あり	37	336	316	84
条件なし	732	444	464	702
不明	155	144	144	138

地域活動への参加条件



(4) 地域活動の障害種別にみた参加対象と実際の参加者について

・参加資格の中に障害種別があるか。参加者の障害等は何か。

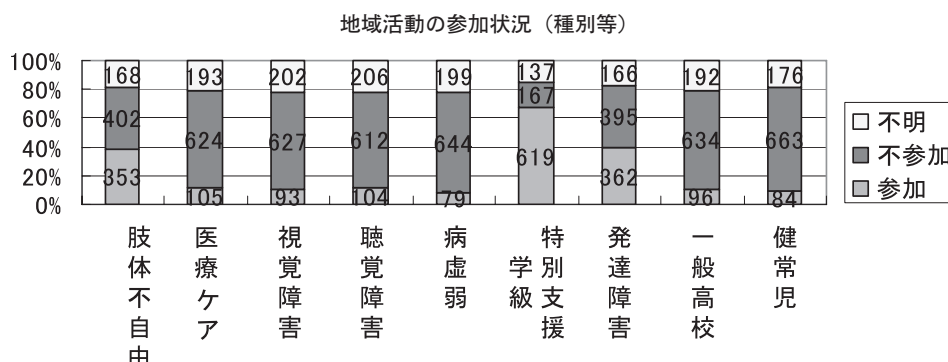
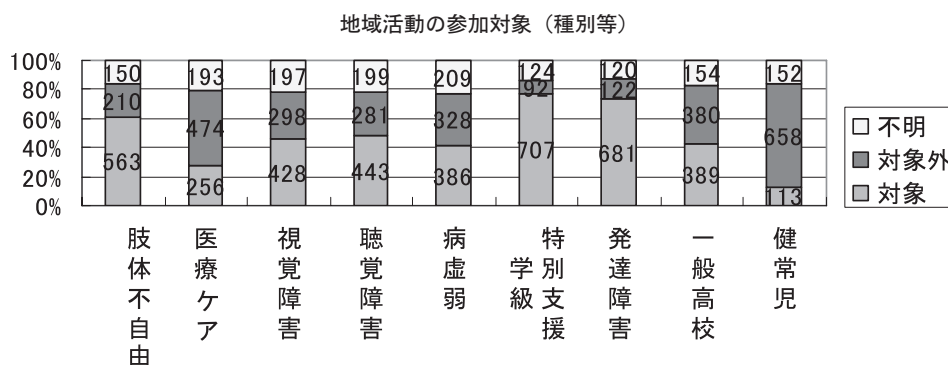
表9. 障害児のための放課後活動の参加対象と参加状況

参加対象	参加対象			参加状況	参加状況		
	対象	対象外	不明		参加	不参加	不明
肢体不自由	564	210	150	肢体不自由	354	402	168
医療ケア	257	474	193	医療ケア	106	624	193
視覚障害	428	298	198	視覚障害	93	627	203
聴覚障害	443	281	200	聴覚障害	104	612	207
病虚弱	386	328	210	病虚弱	79	644	200
特別支援学級	707	92	125	特別支援学級	620	167	137
発達障害	682	122	120	発達障害	362	395	167
一般高校	389	380	155	一般高校	96	634	193
健常児	113	658	153	健常児	84	663	177

地域活動への参加状況として、知的障害以外にどのような障害種別の子どもが対象、または利用しているか調査した。

ここでは特別支援学級在籍児童・生徒の利用が高いことがわかる。また、通所学級に通っている「発達障害」の子どもたちも比較的利用が高かった。

一方、健常児を対象にしているところは少なかった。しかし113カ所中、約74%にあたる84カ所が実際に健常児が参加している。参加の形態（例、高校生ボランティア等）については不明である。

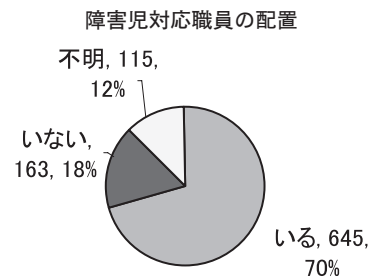


(5) 専門職員の配置について

・障害児対応の職員は配置されているか。

障害児の専門職員が配置されているところは70%近くに上っている。社会福祉法人の施設のほか、保護者が設立した活動などが専門職員の配置されている活動と思われる。

先の放課後子どもプランでは、専門職員の配置について必要と解答した学校は90%以上に上ったが、それと比較をすると障害児を対象とした地域活動にはかなり専門職員が配置されていることが分かる。



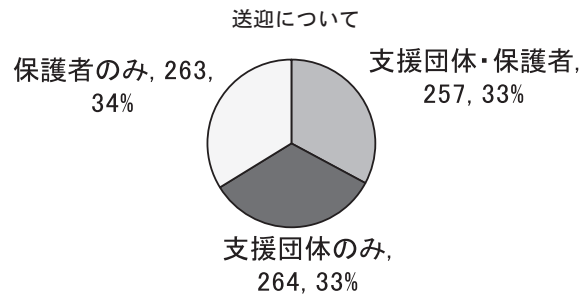
(6) 送迎について

・学校から活動場所への送迎は誰がしているか。

送迎については、支援団体も保護者も両方で送迎している活動が257件、支援団体のみが264件、保護者のみが263件となっている。

放課後プランについてのアンケートにおいては「活動場所への送迎」について課題となっているが、障害児のための放課後活動では送迎についていくつかの工夫がみられた。

学校で授業があるときは、スクールバスを利用している学校が6校、送迎業者に委託している学校が1校あった。地域の状況によっては、公共交通機関が十分ではないため、スクールバスや車での送迎が欠かせないことが予想される。



3. 放課後活動促進のために

— 学識経験者から —

- (1) 本事業に期待する
—— 障害児の放課後活動の望ましい在り方 ——
- (2) 放課後活動の目指すもの
- (3) 障害のある子どもの放課後活動推進への期待
- (4) 放課後活動促進を巡って
- (5) 放課後がつくる豊かな発達と特別支援教育
- (6) 福島における特別支援学校の「放課後子ども教室」の課題と今後の展開について

3. 放課後活動促進のために—学識経験者から—

(1) 本事業に期待する

— 障害児の放課後活動の望ましい在り方 —

東洋大学教授 宮崎英憲

1. 放課後児童クラブ（学童クラブ）

児童福祉法による健全育成事業の「放課後児童クラブ」は、全国の多数の自治体で条例を作りその設置に力を注いでいる。この放課後児童クラブの対象者は、区市町村によっては小学6年生までとしているところもあるが、その多くは小学3年生までとなっている。そして、児童館等で保育し、障害児も受け入れている。特別支援学校の児童生徒が、居住地において同年齢の子ども達と共に、生き生きと活動している様子が目につくが、障害児の受け入れ数は不十分である。

こうした状況を克服し、障害児の受け入れ数等の拡大を図るためには、各市町村の理解と予算確保等が必要である。そして、国レベルの施策としては、「保育に欠ける」要件の見直しなどが必要だろう。障害のある子どもの保護者は、共働きなど出来ない場合が多くある。こうした保護者の子どもが「保育に欠ける」ことはないから、「放課後児童クラブ」の対象に出来ない、という考え方そのものを見直す必要がある。「保育に欠ける」要件を理由に、障害児の受け入れがされないとか、障害児の受け入れ数が拡大しない、という現状が存在しているといえるだろう。

2. 障害者自立支援法による放課後活動

中学部、高等部も生徒が放課後の地域活動に参加出来るようにするためには、多様な仕組みが必要になると思う。様々な福祉制度を使い、多くの団体が「障害児の学童保育」を、中・高の年齢まで実施している。東京都や埼玉県などのように都道府県独自の制度によって実施しているところもある。しかし、障害者自立支援法の制度になると、その継続・発展の見通しは必ずしも明るくはない。障害者自立支援法の制度では、日中一時支援事業により障害児の放課後活動を実施することになるが、報酬単価が低く、各団体の障害児の放課後活動の実施は困難であり、本人・保護者のニーズが大きいにもかかわらず、この事業による放課後活動は全国的に十分な広がりをもって実施されていないのが現状である。

このような状況の中では、児童デイサービスの制度の改善が必要となる。児童デイサービスの制度を障害児の放課後活動にも適用できるように制度を改め、この制度による放課後活動の拡充が必要だと考える。

3. 放課後子ども教室

「放課後子ども教室」に障害児が居住地で参加し、健常児と交流し、活動することの意義は極めて大きいと考える。この居住地における交流を念頭に、私達は障害児が参加する場合の特別な助成、指導体制、専門家による巡回相談・指導、研修制度等についても検討することが大切であると考えます。

また、特別支援学校において「放課後子ども教室」を実施する場合は、高等部までの児童生徒を対象とする必要があるだろう。特別支援学校における「放課後子ども教室」という選択肢を大切にしつつ、居住地で放課後活動を実施して市町村事業に移行する工夫をすることも一考を要すると思っている。こうしたことを基盤に、健常児と交流する小学校区等における「放課後子ども教室」に広げることも重要である。

(2) 放課後活動の目指すもの

明治学院大学心理学部教授 金子 健

障害に関する考え方、障害のある人々を巡る社会的状況は、近年、大きく変化してきている。20世紀中ごろに北欧から始まったノーマライゼーションの動きは、国際障害者年などを通じて世界に広がり、ユネスコのサラマンカ宣言を経て、インクルージョンを目指す大きな潮流となって、各国を巻き込んでいる。

WHOの国際生活機能分類（ICF）は、障害をその人固有の病理的特性としてのみ捉えるメディカルモデルから、環境との相互作用の結果として捉えようというソーシャルモデル、さらには、積極的に支援を用意することで障害の軽減を図ろうというサポートモデルへと、障害概念の変化を迫っている。具体的には、障害のある人々が支援を受けながら、地域社会の中で一般の人々と共に生活することが求められている。共生社会である。

共生社会の実現のためには、障害のある無しにかかわらず、できるだけ幼い時から触れ合い、共に育ち合いながら、相互理解を図ることが大切である。幼稚園、保育園での障害のあるお子さんの受け入れは、近年急速に広がってきている。しかし、学習指導要領によって学習内容が定められている学校教育においては、とりわけ知的障害や自閉性障害の場合、共に学ぶことに困難があるとされ、障害に応じた専門的支援を受ける場が用意されてきた。特別な支援はもちろん必要だが、ICFの理念に基づくなら、それは可能な限り一般的環境の中で用意されなければならない。国連の障害者権利条約が目指しているものも、インクルーシブな環境における合理的配慮である。そしてそれは、障害のある子どもにとってだけでなく、全ての子どもたちにとって、豊かな人間性を育てる上で不可欠な学びの場となるであろう。

わが国においても、交流や共同学習の推進を図っているが、地域社会への広がりという点では、必ずしも十分とは言えない。学校あるいは学区を基盤としながらも、地域への広がりがあるこそ、卒業後もその地域社会の中で生活していく者どうしの相互理解が得られるのである。その意味で、障害のある子ども達の放課後活動を、地域の中で同年代の全ての子どもたちと共有することの意義は大きい。

これまでの厚生労働省管轄の「放課後児童クラブ（学童クラブ）」と、文部科学省管轄の「放課後子ども教室」とを一体化した「放課後子どもプラン」が始まったことは、おおいに歓迎したい。これまでも放課後児童クラブでは障害児の受け入れが進められていたが、「保育に欠ける」という要件、年齢（学年）の制約などから、問題が多かった。その制約を逃れるために、障害児のみを対象とした「学童保育」が、各地で取り組まれてきた。障害者自立支援法の児童デイサービスとして位置づけることもできる。しかしそこには地域の子どもの達との触れ合いはない。

今後、放課後子どもプランの中に障害のある子どもたちへの対応をしっかりと位置づけ、施設・設備の充実や、巡回相談なども含めた指導者の専門性の確保などを検討しながら、機会の拡大と、内容の一層の充実を望みたい。

(3) 障害のある子どもの放課後活動推進への期待

東京学芸大学教授 渡 邊 健 治

学齢期の障害児福祉は、就学前期、成人期の福祉と比較するときわめて不十分であると感じていた。女性の社会参加や就労はいまや当然であり、少子高齢化にあってはなおさらである。ところが、障害児を持つことによって、女性の社会参加や就労は著しく制限される。就学前期は保育園や通園施設においては、勤務を終えてからでも子どもの迎えは可能であり、勤めをやめなくともすむ。しかし、学齢期になると、低学年なら午後2時か3時には下校する。パートならまだしも通常の勤務なら子どもの下校後は誰か他の人にでも子どもの世話をお願いしなければとても無理である。児童福祉施設として唯一可能なのが放課後児童クラブである。しかし、多くの放課後児童クラブの受け入れは小学校3年生までで、4学年からは不可能である。ただ東京などの自治体の放課後児童クラブの多くは、障害児の場合6年生まで受け入れており、特例として中学生を受け入れている自治体も見られる。放課後児童クラブの場合、学年や両親が勤務していることが受け入れの条件となっているなど制限があり、保育費が安く法的に守られているということを除けば、必ずしも放課後活動として利用しやすいものではない。

近年、障害のある子どもの放課後活動を保障するものとして、任意団体による放課後活動を支援する会が各地で設置されだしている。これらの会は、設置の当初はボランティアな会でスタートしその趣旨を自治体が認め補助費を支給するようになってきている。したがって、会の運営は、利用者からの活動費の徴収、自治体からの補助によって成り立っている。会の活動の内容の豊かさは、その会を支えている支援者の活動の水準に依存していることは勿論であるが、自治体の財政とそうした活動への理解の程度が大きく左右していることは明らかである。

私自身、全国的に見て、学齢期の放課後活動への支援が極めて少ないという認識を有していて、この問題を何とかしなくてはならないというように感じていた。そのため、東京都が始めた都立学校における学校運営連絡協議会の委員になったことをきっかけに、東京都の多摩市に住んでいるということもあって、当時の都立養護学校の校長さんたちと2002（平成14）年に「多摩地区学齢期障害児支援連絡協議会」を設置した。多摩市の障害福祉は全国的にみて決して高い水準にあるわけではなく、したがって、学齢期の障害児支援もきわめて不十分と思っていた。学齢期の障害児支援のニーズを掘り起こし、支援に繋げるためには保護者の参加が不可欠であると思っていた。ところが、期待していたよりも参加する保護者は必ずしも多くはなかった。だんだんに知ったことであつたが、十分であるかどうかは別として、私が予期していた以上に、多摩市においては、学齢期障害児の放課後を支援する会が設置されていて、放課後の活動は勿論、その活動のための送迎バスによる支援も実施されていた。これらの会の活動によって、障害児や保護者のニーズが十分満たされているかどうかは、わからない。ただ、放課後活動を豊かにするために、地域の資源を活用できるかどうかは障害児の放課後活動を豊かにする上で決定的と言える。今回の調査結果から、これまで福祉の分野で担ってきた活動を、教育施設を利用することによって、あるいは教育関係者と福祉関係者が共同して放課後活動の推進に取り組むことによって、障害児の放課後活動はこれまでにない著しい発展を遂げるのではないかと期待するものである。

(4) 放課後活動促進を巡って

高崎健康福祉大学大学院健康福祉学研究科保健福祉学専攻長 北 沢 清 司

障害のある子どもの放課後活動の問題は、昭和54年実施の養護学校義務制移管を機に一般の児童の放課後の課題と同様に意識化されてきていた。運動的には「障害児学童保育」としてであった。平成14年4月からの学校5日制完全実施を控え、障害のある子どもを抱える家族からの「放課後児童クラブ」への入会希望増加の状況などを踏まえて、厚生労働省は、平成13年度に「障害児の受け入れ促進試行事業」を取り入れた経緯があった。

同促進試行事業の実施を契機に、平成13年度「児童環境づくり等総合調査研究事業」の中で、「放課後児童クラブにおける障害児の受け入れに関する調査研究」が取り上げられ、筆者が主任研究者を務めさせて頂いた。同研究は、児童館・児童センターで放課後児童クラブの運営をしている割合が高いことから、財団法人児童健全育成推進財団内に「放課後児童クラブ障害児受入研究会」を設け、研究を展開した。同研究の設計に当たっては、全国知的障害養護学校PTA連合会（現・全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会）に資料の提供も含めて助力を受けた。同調査研究の結果として、放課後児童クラブの障害児受け入れは、単に低学年児童の「保育に欠ける」状況への対応という視点にとどまることなく、学校教育年齢期の児童の「社会参加」すなわち地域社会参加の機会の増進という視点での検討の必要性を提起するとともに、障害のある子ども個々のニーズを汲み上げながら組み立てていく障害者ケアマネジメントの積極的な介入の中での放課後活動の位置づけの検討も提起した。加えて、障害児の受け入れ促進試行事業で示されている障害児4名以上を、調査研究の結果から、共生社会を目指す観点から、2名程度以上とすることを提案した。この提案は、施策として受け入れられることにつながった。

この放課後活動についての調査研究での関わりの時期は、障害者福祉の制度激変の真っ只中であつた。すなわち、社会福祉基礎構造改革の具体化である平成12年社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の成立、それを受けての平成15年4月からの障害児福祉の居宅支援が、身体障害者福祉・知的障害者福祉とともに、措置制度から利用契約の支援費制度に移行した。利用契約という形態に移行したことに伴い、障害者ケアマネジメントが展開している地域を軸として、障害児福祉の居宅支援は、児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）としての障害児ガイドヘルプ、放課後児童クラブへの児童デイサービス事業の適用、児童短期入所事業（ショートステイ）としての短時間預かり（後に、タイムケア事業という名称に整理されていく）等の新たな試みが展開されていくこととなった。しかし、皮肉なことに居宅支援が裁量的経費であったことから、支援費制度は、初年度から赤字となり、介護保険制度との統合を目指す動きの後、平成17年10月障害者自立支援法の成立、平成18年4月、10月の同法の施行へと急転回したのである。利用者負担を巡って混迷を深めている障害者自立支援法であるが、放課後活動に関しては、介護給付である児童デイサービスでの位置づけがされ、中学校・高等学校年齢期に対しては、市町村事業である地域生活支援事業での障害児タイムケア事業という形に整理された。しかし、児童デイサービスの報酬単価が低すぎるとの声が大半である。なお、平成16年12月発達障害者支援法の成立を受けての、自閉症等の発達障害児への放課後活動支援の課題が、現段階での大きなテーマとして浮上していると整理される。

(5) 放課後がつくる豊かな発達と特別支援教育

東京学芸大学准教授 奥住秀之

障害のある、なしにかかわらず、子どもの豊かな発達は、当然ではあるが、文化的活動を通して、集団の中で進んでいく。誕生直後、家庭という場ですこやかに成長する乳児は、やがて家庭以外のもう一つの場に活動を広げていく。保育園であり、幼稚園である。その後、学齢期に入ると、家庭と学校という主要な2つの場に加えて、新たな活動の場が登場する。放課後である。

家庭が生活の場、学校が学習を中心とする場とみなすのであれば、放課後は遊びを中心とする活動の場といえるだろう。同年齢はもちろん異年齢の子ども集団が、創意工夫しながら遊びを作りあげる。子どもだけでは遊びが統制されないこともあるだろうが、そのようなときは、指導員である大人が、そっと介入しながら、じょうずに遊びを展開させる。そこでなされる生き生きとした子どもの主体的活動。大きな発達の契機であることに論を待たない。

そもそもの放課後活動の意義は、放課後児童クラブにあるように、親の就労保障である。だから、親が働いていることが条件であり、子どもが一定の学年になれば放課後児童クラブの対象からははずれてしまう。しかし、障害のある子に対してこのルールを機械的に当てはめるわけにはいかない。たとえば、特別支援学校の通学区域はたいへん広く、放課後、子どもが集団的に活動するのはなかなか難しい。また、一定の年齢に達したのだから、もう子どもだけで活動できるかといえば、なかなかそうもいかない。

だからこそ、すべての障害のある子の放課後活動が、親の就労や子どもの年齢に左右されない形で、絶対に必要なのだ。福祉の制度等による「学童保育」の中には、障害のある子の場合、保護者が就労してなくても、また、本人の年齢が高くても利用できるところがある。障害のある子の集団的活動を保証する「障害児放課後グループ」もあり、すでにグループ連絡会も設立されている。一見、充実しているかのように見える。

だがしかし、それでも利用できない子どもは少なくない。不安定な財源、不十分な施設・設備、厳しい指導員体制の中で、それでも、障害のある子どもの放課後をできる限り豊かにしようと、指導員や施設は努力を続けている。「放課後子ども教室」もまた、全児童対策事業ではあるけれども、特別支援学校在籍の子どもを含めて全員というわけにはなかなかいかないようだ。

特別支援教育。教育のみならず、福祉、保健、医療、労働等がスクラムを組んで、子どもや家族を支える時代になった。放課後活動は、重要な支援の一つとして明確に位置づけられている。「個別の教育支援計画」の策定を考えれば、よくわかる。

最近では、知的障害、運動障害などの明確な障害ではなく、LD、ADHD等の発達障害が疑われる子どもが年々増加の一途をたどり、放課後活動でもそうした子への配慮が急務という。医療機関とつながっている子の中にはいるが、多くは診断を受けていない。特別支援教育は、障害の有無に拘泥することなく、特別な支援を必要としているすべての子どもを対象とする教育だ。当然、診断がなくても、放課後活動で特別な手だてが求められる。

少し言い過ぎかもしれないが、障害のある子、さらには特別な支援を必要とするすべての子どもの放課後活動の充実が、特別支援教育を推進するための一つの鍵になるように思えない。

(6) 福島における特別支援学校の「放課後子ども教室」の課題と今後の展開について

福島県立盲学校長（前福島県教育委員会参事） 西間木 薫

平成16年度に、知的障害養護学校から福島県教育委員会の社会教育行政所管部署に異動した。折しも、文部科学省の緊急3カ年事業である「子どもの居場所づくり（地域子ども教室）」事業のスタートに当面することになった。

その前年度までの文部科学省事業は補助事業であったのが、「子どもの居場所づくり」では民間団体向けの委託事業となったために、県教育委員会に受託団体を設立することになり、この準備に忙殺されることになった。また、再委託先で実施主体となる市町村や民間団体を口説き落として、何とか「居場所」を開設してもらおうと、その勧誘に時間を費やした。

初年度は、当初の計画からすると設置率が大きく割り込んでいたため、国は3次にわたり再募集を実施した。県内でも同様であったが、受託団体である県教委が直営で居場所を作ることについて、また、養護学校の場合は対象児童生徒を高等部まで拡大して実施することについて国の担当者の内諾が得られたので、県立の養護学校に働きかけることにした。

大笹生養護学校の「子どもの居場所」を2次募集の内示を受けて開始することになった。青少年活動に経験のある人材を指導員にお願いすることができたことと、保護者が活動に参加してきたことが要因であった。しかし、最も決定的であったことは、当時の学校長の積極的な関与であったかもしれない。

次年度には、大笹生養護の保護者が中心となって、通学区域の保原町（現伊達市）の公民館に下校後の居場所が開設された。

今年度からの「放課後子ども教室」（「放課後子どもプラン」の文科省事業）にかかる予算要求では、文科省との連絡を密にしながら、2／3県負担として19年度予算を確保することができた。指導員の数を障害に応じて必要な人数を確保できることになった。現在、4月から勤務している盲学校で「放課後子ども教室」の開設に苦戦しているところである。

この事業の魅力は、もちろん、障害のある子どもの活動の場を作ることができることであるが、さらには、その場を地域に開いて行くことが可能であることと考えている。

県内の成功例は、（小学校の例であるが）都市部よりも集落の学校を拠点とする例に多い。田村市や南会津町などであるが、子どもの家族（祖父母）や隣人、知人、さらにその周辺にいる大人や青年、大学・高校生などの参加によって、子どもを契機として皆が顔なじみになり、人の繋がりが深まって地域が活性化しているという。生まれ育った町内、あるいは居住地において、子どもを核としながらも世代や立場を超えた人の交流が生まれつつあるとのことである。

こうした交流の輪に、特別支援学校の子どもたちを参加させて行きたいと願っている。特別支援学校に「放課後子ども教室」を開設することが、その、第一歩になると考えている。

予算の時期には、知的障害の学校に先ず開設しようと考えていたが、県内で現在準備中は肢体不自由と病弱と本校となった。最大の困難は、いずれも人材難からである。県立の単一学校では、どうしても所在地域との人的繋がりが希薄であり、保護者からの協力も遠隔地のために困難である。もう一つの困難は、運営スタッフの謝金が極めて低額なことである。外に専任を求めるには最低賃金を保証すべきであるが、交通費程度のためボランティア意識の高い人材に数多く登録してもらい必要がある。複数の指導者に、輪番で可能な時間を使って、子どもたちの指導に当たってもらい事にならざるを得ない。これもまた人の問題であり、この事業自体と障害のある子どもへの理解を、広くかつ具体的に促進しなければならないと痛感している。

県教委で実施しているボランティア登録研修会や社会教育・生涯学習の指導者養成講習会（7教育事務所ごとに年に数回行われている）等の全てに「UD講座」を必ず一駒入れてもらって来ている。その講師を特別支援学校や関係機関の職員にお願いし、年度始めに全講座に割り当てている。講座では、障害の理解や、接し方の基本などを、それぞれの講師が勤務する学校の実態に即して具体的に話してもらうようお願いしている。これは、予想以上に好評であった。また、講師となった教員からは、地域活動に参加するキッカケになったと感想を寄せている者もいる。その効果が、（現在は、「放課後子ども教室」にはないが）学校教育における発達障害への学習支援ボランティアや聴覚障害へのノートテイクボランティアへの応募という形で現れてきている。

前途多難ではあるが、何とか、スタートの困難を乗り越えて「放課後子ども教室」を軌道に乗せることができれば、むしろ、多様で多層の人々との関わり合いの中で、特別支援学校の児童生徒にとって、大変有意義な体験活動が展開できるものと期待している。そして、それは、関わってくれる地域の人々の側にすれば、「放課後子ども教室」における障害のある子どもたちとのかかわりが、「放課後子ども教室」を超えた地域社会における日常的な関係へと展開することは、そう難しいことではないと考えている。

各地域に小学校の数ほどの公民館が設置されている。生涯学習の拠点として、さまざまな青少年教育、家庭教育、成人教育の講座や、各種体験活動が展開されている。そうした場に障害のある人が入って行くためには、こちら側に少し勇気が必要かもしれない。また、受け入れる側には、対応することができるだろうかという不安があるかも知れない。特別支援学校の「放課後子ども教室」での活動経験者が地域に広く存在するようになって、双方に一人でも顔見知りがいれば、とたんに壁が崩れ交流が展開するであろう状況を、期待を込めて想像している。

特別支援学校を卒業した後、はるかに長い年月を地域で送ることになる訳だから、居住する地域の人々と交流し、できれば役割を担って地域社会に参加することが可能となる方法を模索しなければならない。「放課後子ども教室」の取り組みが、そうした道筋の一つとして展開していくよう働きかけていきたいと考えている。

4. 全国の状況

—放課後活動についての現状と課題—

- (1) 北海道ブロック — 現状と課題 —
- (2) 東北ブロック — 現状と課題 —
- (3) 関東甲信越ブロック — 現状と課題 —
- (4) 東京ブロック — 現状と課題 —
- (5) 北陸ブロック — 現状と課題 —
- (6) 東海ブロック — 現状と課題 —
- (7) 近畿ブロック — 現状と課題 —
- (8) 中国ブロック — 現状と課題 —
- (9) 四国ブロック — 現状と課題 —
- (10) 九州ブロック — 現状と課題 —

4. 全国の状況－放課後活動についての現状と課題－

(1) 北海道ブロック

－ 現 状 と 課 題 －

1. はじめに

現在、北海道内には高等養護学校14校（病弱を含む）、養護学校27校（肢体・病弱を含む）、盲学校5校、聾学校8校が在り、特別支援学校に約4,500余名の幼児、児童、生徒が在籍している。通学、寄宿舎生活、在宅での訪問教育、更に医療的ケアが必要な児童・生徒が在籍し、生活環境や教育環境は様々な形態が混在している。そうした中での「放課後の過ごし方」は、各校、各保護者の取り組みと各行政のサービスによって大きな違いとなっている。

2. 現 状

(1) 高等養護学校

- ① 「学校施設開放事業」を年間5回から6回程度、土曜日に実施。近隣の高等学校の生徒や大学の学生ボランティアの協力を得て、学校内でスポーツ等の活動をし、余暇と交流を図っている。
- ② 部活動は週2日程度、サッカー、バスケット、バレーボール、陸上、和太鼓、合唱、パソコン、ダンス等々が各校で多彩に行われ、放課後活動の充実を図っている。
- ③ 自宅からの通学生は遠距離通学という事もあり、平日に友人と遊ぶことや公的施設等の利用は、時間的にも難しい状況であり圧倒的に各家庭内で過ごしている。

(2) 養護学校

- ① 通学生は帰宅後、家族と過ごすことが多く、生活空間は極めて限定的となっている。
- ② 保護者が「会」を組織・運営し、土日、長期休日の遊びの場を確保している。
- ③ 一部の市町村ではあるが「日中一時支援」（送迎）を活用し、NPO法人の施設の利用や「レクリエーション」行事への参加をしている。

(3) 児童会館・民間学童保育の利用

政令都市の札幌市内には現在、児童会館、公設学童クラブが150カ所、民間学童保育所53カ所、合わせて203カ所の学童クラブが存在。その内、障害児（小学校6年生まで）の受け入れは107カ所があり、250余名の人数が登録されている。

公的施設である「児童会館」は中高生までの利用が可能だが、軽度の児童・生徒以外は、送迎は保護者が行うか有料サービスの利用が必要である。

民間の学童保育所への入所も、財政面で厳しい運営を強いられているだけに、ぎりぎりの指導員の体制の中で障害児の受け入れは、一部のクラブにとどまっている厳しい状況である。札幌市は国の助成基準に合わせ、民間の学童保育所へ年間69万7千円（加算）を助成してはいるが、専任の指導員を配置するまでにはいたっていない。

3. 課 題

卒業後に地域社会にスムーズに移行していく事を考えた時、「放課後の過ごし方」の本来のあるべき姿として、自宅がある生活地域での活動が必要であり、地域社会の中での障害児の存在と啓発、健常児の中での「時間と空間を共有する」事が望ましいと考える。

学童保育が多くの市町村で小学校低学年までの利用となっており、それ以降の学年が空白状態であるだけに、本人や家族のニーズに対応する為にも、今後の課題として総合的な放課後対策が緊急に求められていると考える。

(2) 東北ブロック

－ 現状と課題 －

1. 現状

- 一部の養護学校で有志の職員及び保護者の協力で週1回又は月2回程度地域や、養護学校内及び地域の施設でスポーツクラブやレクリエーションに参加し、地域との交流を図っては居るものの、その時の条件並びに障害の度合いにより、活動範囲が限定される。
- 障害の種類や度合いにより、学校から活動場所、活動場所から自宅への移動が困難である。
- 一部の寄宿舍生活を主とする養護学校や医療センター内に併設している養護学校においては、寄宿舍生活及び、医療センターの看護師も整備され、放課後子どもプランの拡大版みたいなものであるが、地域性が欠けてしまうので、地域との交流の場の確保が望ましい。
- 一部の地域の保護者においては、デイサービスや日中一時支援ショートステイ等へのニーズが多く、実際に利用しているところもある。
- 一部のNPO法人は、市内の他の学童の家でも発達障害児を受け入れている。ただし、それ以外の学童の家においては、指導員の問題などで障害児等の受入は困難な状態である。
- 学校をとおした情報は本人や家族に届くが、地域の行事や活動の情報は、直接地域内で届くことが少ない。
- 「放課後子ども教室」実施予定の地方自治体もあるが、地方によっては財政面で厳しく、他の予算で手が回らないところもある。

2. 課題

- 障害の種類及び度合いに応じた児童・生徒への安全面も配慮した施設と支援が必要であり、専門的知識を有する十分な職員やボランティアの配備と育成が必要である。
- 障害児（者）が実態に応じた支援を受けながら健常児（者）と一緒に活動できるように、障害理解も進み、地域でともに生活するという社会が実現していく事が必要不可欠と考える。
- 重度障害児の活動前と活動後のケア（送迎など）の充実が必要と考える。
- 聴覚障害児の場合、手話のできる指導員の配置が不可欠である。
- 医療的ケアを必要とする障害児の参加については、医師や看護師等の問題もあり、行政の配慮と補助が必要である。
- 地域資源を活かす前段階の取り組み、土台作りは当事者（家族や学校関係者）が連携を取り合い、有志の輪を広げる声掛けも必要であると考えます。
- 行政の補助金や寄付金等による財政面でのサポートが必要である。
- 必要としている人たちへの情報提供と情報交換の場ならびに、情報保障もできるボランティアが必要である。
- 受け入れ事業所への行政からの補助
- 放課後子どもプランは、NPO法人等が主体となり、法人に資金等を援助する方が、今後の自立的生活をする上で、つながりがあり有効と思われる。
- 養護学校で、部活動が出来ない高等部の生徒の為に地域でスポーツ等出来る施設及び専門員ならびに専門のスタッフが必要である。

1. 関東甲信越ブロックにおける放課後活動の現状と課題（アンケート自由記述より）**(1) 放課後子どもプラン推進に対する期待、望むこと**

- ① 子どもたちが楽しみながら成長できる放課後活動の内容の充実や運営
- ② 居住地の健常児、同世代の子どもとの交流
- ③ 各地区のPTA活動の充実
- ④ 学童クラブの利用できる年齢の引き上げ
- ⑤ 障害児が利用できる学童クラブの設置数、定員数の増加

<具体的な意見の抜粋>

- 特別支援学校に通学している児童生徒は、居住地の子どもたち、同世代の子どもたちと触れ合う機会が少ない。放課後子どもプランにより、地域の学校で地域の子どもの活動も多くしたい。交流、共同学習活動推進の視点からも有効であると考えている。障害児がただその時間、そこにいるだけの活動ではなく、生活向上につながる内容を望む。安全で安心して活動できる場を提供していただき、生き生きと暮らせる地域づくりへとつながっていくことを期待する。
- 障害児・者の場合、余暇をどのように過ごすのかが一番の課題と考える。平日の放課後だけの活動だけでなく、成長に合わせて活動の幅が広げられるよう休日の活動の充実も進めていただきたい。
- 日中一時支援事業は、需要が多く、利用できない場合がある。また、利用できる時間に制限があり、制限以上の時間になると利用料が高くなることもある。保護者が安心して預けることができる障害児の学童保育を充実させてほしい。

(2) 放課後活動を進める上での課題点

- ① 障害児に対する専門職員の配置・指導員数の確保
- ② ボランティアの育成と活用
- ③ 地域への理解啓発と参画
- ④ 活動場所への送迎の問題
- ⑤ 設置場所、活動場所の確保
- ⑥ 利用者の負担過重（保護者の付き添いなどの条件・経済的な負担 など）
- ⑦ 医療的ケアの必要な子どもへの対応

<具体的な意見の抜粋>

- ボランティアの育成とその有効活用が一番の課題と思われる。障害特性を理解し、望ましい関わりのできる人材がそろっていないと活動の充実は困難と考えられる。障害のある子どもとの関わり方を研修できる場が必要である。また、現在ある、知的障害児の学童クラブは指導員の確保などの問題があり、毎日通うことができない。毎日安心して利用できる体制作りが課題である。
- 特別支援学校の多くは立地条件に恵まれず、あまり交通の便の良くない場所にあることが多い。そのため下校時にスクールバス停までの迎えが難しい家庭については、NPO等の送迎サービスを利用する保護者が多い。自力で自由に移動できる子どもは少なく、放課後子どもプランといっても地域のそうしたサービスを利用するのはあまり現実的ではないように感じる。といて、特別支援学校内でそのような活動を展開しても、障害のある子どもだけの集団となり、地域とのつながりという部分では、切り離す形になってしまう。ま

た、送迎についても課題が残る。障害児理解の高い支援員の放課後子ども教室への配置や、移動支援の部分の整備あるいは現状のNPO等の送迎事業への補助等障害児が地域で、これらの活動に参加するための条件整備をしていかないと、当事者まかせの現状を改善することは難しいと考える。

- 重度重複障害がある子どもに対応するための補助金制度や指導者の加配などの条件整備も検討課題である。

(3) その他

<具体的な意見の抜粋>

- 放課後活動の制度を利用する保護者の意識が、「託児所」のような意識では良くないのではないか。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施とあるが、具体的なイメージがつかめない。実施主体である市町村で混乱するのではないかと思う。

(4) おわりに

10月5日、関東甲信越地区特別支援学校知的障害教育校PTA連合会総会・研究協議会が山梨県で開催され、本ブロックに所属する9県から保護者、支援学校教員が集まり、各県の活動に対する報告や情報交換を行った。研究協議会のなかでは、新潟、埼玉、長野から放課後活動を行っている学校の報告がなされた。そこではあげられなかった事例も、今回のアンケートや会議を通じて活動の情報を把握することができた。

地域によっては、県単独の事業または政令指定都市での全児童対策の中に障害児を受け入れているところもあるが、支援学校PTAの中ではその事例がまだ周知しきれない部分がある。学校や単独のPTA独自で行っている部活動や親の会の活動に参加している子どももいるが、多くは日中一時支援や短期入所などのサービスを利用している。授業日の放課後の活動は内容の充実を求める声が多いが、施設運営、指導員の確保などの面で厳しいのが現状で、ブロック内でも、まだ活動を行っている所が少ない状況であると感じた。

いまだ放課後子どもプランそのものを知らない保護者や特別支援学校も多いので、周知を図ることが大切であると感じた。また、この全知P連の調査研究アンケートをきっかけに、より良い放課後活動の方法を探り、その成果が各地域に広がることで障害がある子どもたちの生活がより充実していくことを期待している。

現在東京都には、知的33校、肢体13校、知・肢併置3校、盲5校、ろう5校、病弱2校があり、約9,300名余りの児童・生徒が在籍している。

1. 放課後活動の現状

放課後活動の実施・対応には地域間の格差があり、同じ区市でも学校区域によっては活動場所が全くないところもある。保護者の希望した活動場所の定員が満員のため、入会を待機している児童・生徒もおり、受け入れる側も場所やスタッフの確保、また、子供の性格や特徴など対応が難しい場合もある。また、送迎や費用など保護者の負担も多く、障害種別、程度によっては受け入れを断られてしまうこともある。近年、障害の重度・重複化、多様化に加え医療的ケアを必要とする子供たちも増えており、障害種別、年齢に応じた対応が求められている。

以下は、東京における障害のある子どもの放課後活動の具体例である。

- 学童保育クラブ：公立のものは障害児にとっては人数制限、年齢制限があり、利用する人には狭き門である。
- 障害児対象の学童クラブ：公的補助金を受けながらNPO、親の会が運営する障害児対応の学童クラブに参加。
(例) みんなの家、かたつむりクラブ、ゆめクラブ（大田区）
- 児童デイサービスや、タイムケア事業を利用している。
(例) 板橋区放課後クラブはすねっこ
- 放課後こども教室：小学校に設置。放課後、土曜日、長期休日の子どもの居場所づくり。障害児の利用は居住地域の教室に相談して入会。
(例) 品川すまいるスクール、世田谷BOP
- 土曜休日活動：学校5日制完全実施を機会に居場所づくりを始めた。
(例) あきるのクラブ（あきる野養護学校）、大塚クラブ（大塚ろう学校）、トライアングル（大田区）

2. 課題

活動場所が特別支援学校であれば安心できるが、教室の確保や子どもたちが放課後の生活リズムの変化に対応できるか、また学区域が広いので、スクールバスが使用できるかなどの問題点がある。

居住地で活動する場合は、周りからの理解やスタッフの確保などの問題もあるが、幼少期から地域で暮らすことは子供たちの存在をわかってもらえる事に加え、より豊かな人間関係を広めることにもなると思う。

余暇活動支援では、今日までの児童デイサービス等を継続しつつ、子どもたち一人一人のニーズに合わせた新たな余暇活動のサービスを整えていくことも大切ではないだろうか。

この放課後子どもプランが、子どもたちの世界を広げ、そして何よりも保護者が安心して毎日を過ごせることを多いに期待したい。

(5) 北陸ブロック**－ 現 状 と 課 題 －****1. 北陸ブロックの現状**

- 特別支援学校の場所を借りた保護者主体の学童展開を福井県、石川県、富山県とも1～2校行っている。財源は独自の会費制であるところや、県単の障害児学童保育事業や日中一時支援事業等の福祉予算で行っているところがある。
- 夏休みのサマースクールはPTA主体で多数の学校が行っている。また、ボランティア養成講座も学校主体で行っているが、ボランティアの定着が課題となっている。
- 日中一時支援事業や児童デイサービスの事業所にほとんど頼っているといっている。しかし、単価の低さで事業所経営が成り立たず、放課後活動を充実させるまで展開が難しい事業所が多い。保護者のニーズとして送迎がある。学校までは行っているが、自宅まで送っていただけの事業所は少ない。(片道の送迎加算しか行政から下りない。)
- 各自治体は「放課後子どもプラン」について、障害のある子どもたちに対応するものとして周知を行っていないと思われる。
- 地域の児童館は健常児だけでも満杯で障害のある子どもたちを受け入れるのは難しい。地域の学校に通う特別支援学級の児童は受け入れているが、地域から離れた特別支援学校の児童を受け入れている実践は数例である。(介助者は居宅介護サービスによる)

2. 北陸ブロックの今後の課題と展望

- 子育てプランが主に小学部を対象にした事業である主旨を鑑みて、健常児の児童館に障害児のある子ども(特別支援学校小学部)が入っていけるしくみを作っていただくことに予算付けしていただくことが長い目で見て最も有効と考える。特別支援学校の保護者から「地域の中であつなりたい」という意見を聞くことが多い。特別支援学校が子どもの居住地域にないことから、特別支援学校の場所を借りての実施は地域への理解啓発にならない。また子ども達の生活の幅も広がらない。但し、その際、自閉症などの特性を理解したサポーターも同時にしくみの中に入れていただくことが絶対条件となる。
- * 平成19年10月19日付、厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインが発表され、特別支援学校の小学部の児童が対象に明文化された。しかし加配についての規定がないことから「放課後子どもプラン」の予算を充てることで現実的な解決になると考える。
- 中・高等部については、生活年齢に応じた器が必要である。地域とつながりつつ、将来を見据えた居場所づくりとして、大施設ではない地域型の放課後を支える事業所(親の会などが作っている)に対し、巡回指導などを行っていくしくみなどがあると良い。
- 国から各自治体へ「放課後子どもプラン」の周知徹底を行っていただいた上で、各自治体では障害福祉課・児童家庭課・教育委員会の3つの組織の連携が必要である。その際、核となって動くことになる教育行政の意欲に期待したい。
- 医療的ケアの子どもたちの放課後については、上記のしくみでは難しい。少ない予算付けの中、広く公平にこのプランが活かせることが大きな課題となると思われる。

1. 現状

- 子育て支援事業としてのボランティア養成講座は各県とも広まりつつあり、継続事業として定着しつつあるが、学生を対象に行うボランティアの養成は地域に定着しにくい。そのため、休日の活動はPTAや学校が主体となり、地域での活動に移行することが難しい。
- 医療的ケアを要する肢体不自由教育校では、専門的な指導員や看護師等の配置が必要であり、放課後の対応としては、病院や施設等での支援等を利用しているのが現状である。
- 各自治体へ問い合わせたところ、「放課後児童クラブ」も十分に整備されていない中で「放課後児童健全育成事業」や「放課後子ども教室推進事業」まで手が回らず、まして障害児の受け入れにおける安全性は保てないとの返答であった。

特別支援教育においては、居住地交流が実施されているものの、小学部の一部の児童のみである。かつ、この児童が学童保育の対象にはならないのが現状である。

特別支援学校の児童生徒の多くは、広域からスクールバス通学をしており、帰りの時間や保護者の送迎を考えると、すべての児童生徒に対して放課後活動を支援するのは難しい。中高生対象の部活動が行われている学校も一部みられる。

現在のところ、障害を有する子どもの放課後や休日活動が行われている活動団体は、地域の社会福祉法人が主体となって実施されている場合が多く見られる。また、NPO法人が主体となり支援されている活動団体もあり、学校と協力してスクールバスを利用した送迎が行われているケースも見られる。このように活動されている地域や行われていない地域があり、格差が見られるのが現状である。

2. 課題

- 放課後や土日の休日、夏休みなどの長期休暇を居住地で過ごしたり、居住地の子どもたちと活動したりするためには、どのような支援が必要か。また、障害を有する子どものみの活動にすべきか、さらに年齢に応じた対応を考えるべきか。
- さまざまな障害に対応するためにも、バリアフリーなどの設備の整った場所、専門職員の配置、基本的知識を身につけたボランティアの養成が必要である。
- 活動場所を特別支援学校にするべきか。または、居住地の市町村の理解と協力（補助金）を得ることができるか。
- 保護者に負担をかけない活動場所までの送迎方法を工夫することができるか。

3. 展望

障害を有する子どもにとって、学校生活とともに福祉サービスや、さらには本事業が生涯を見据えた居住地での居場所づくり、健常児との共生の一役を担ってくれることを期待する。

(7) 近畿ブロック**－ 現状と課題 －****1. 現状**

- 障害児放課後活動の運営主体は福祉法人やNPOが圧倒的に多い。
児童デイサービスや日中一時支援を利用したものが多い。学齢期の児童デイサービスや日中一時支援は報酬単価が安い実施事業所が少なく、需要に対して供給が少ない。
- 地域の学童に特別支援学校の児童を受け入れて貰うのは困難な状況。
障害児を受け入れた場合、加配の予算をつけるなど配慮のある自治体は増加しているが、人数が多いため、地域の学校に通う障害児でさえ入れない状況。
- 地域の小学校で実施されている放課後子どもプランに特別支援学校から参加している児童はごく僅かである。
送迎が必要で、活動内容・施設環境・スタッフの面で参加しにくい状況。
- 特別支援学校で放課後子どもプランを実施している府県がある。
大阪府 「おおさか元気広場推進事業」を特別支援学校で活用している学校がある。
和歌山県 全特別支援学校10校で放課後子ども教室推進事業を実施。
- 市町村独自の事業を実施している所がある。
大阪市 「児童いきいき放課後事業」H4～実施
校区に居住する全児童対象。平日6時まで。土・長期休業日9時～6時。
送迎必要。加配など障害児に対する配慮あり。
- PTAや親の会主催の活動は、放課後より休日や長期休暇に実施されている所が多い。
保護者の横のつながりや地域の人とのつながりを育むメリットはあるが、運営に苦勞している所が多く、実施回数も少ない。

2. 課題

- 福祉サービスの充実
活動内容を充実して障害児の発達に繋がるものにして欲しい。
- 放課後子どもプランとの連携
 - ①地域の小学校で実施されている放課後子どもプランに参加
 - ②特別支援学校で実施
両方の選択肢があるのが望ましい。①の場合はよりよい交流活動が前提になる。また、参加することで障害に対する理解を深めてもらうことも必要。
- 放課後だけでなく、土日や長期休暇中の地域活動を必要としている人が多い。
- 地域活動を充実させるためには、指導員やボランティアの確保と力量を高めることが課題である。
- 府県独自の事業や市町村独自の事業を実施している所がある。今後は、地域の特性・資源に応じた地域独自の事業が増えていくことを期待したい。

1. 現状について

- 中学部、高等部くらいになると学校で実施されるクラブ活動へ参加をして放課後を過ごす生徒が多い。
- 幼稚部、小学部のころは、クラブ活動を実施している学校はあまりなく、地域活動に参加する子どもも少ない。
- 各自治体では学童クラブがあり、それぞれのところで、支援の必要な子どもの受け入れを行っている。
- その際、加配をつけている学童クラブがほとんどであるが、専門家による巡回指導は、ほとんどないようである。
- NPOや社会福祉法人のサービスを利用している子どもたちも多い。
- 自治体によっては、独自に予算をつけて特別支援学校の教室を使って学童クラブを実施している。ただし、運営は保護者で行っている。また、学童クラブを行っていても、対象が小学部のみというところもある。
- 長期休業中や休みの日に、学校や自治体独自で活動を行っているところもある。

2. 課題について

- ◆ 特別支援教育になり、学校生活だけでなく放課後や休日の生活も考えていく必要があり、放課後や休日活動を充実させていきたい。
- ◆ 学童クラブや色々な活動で、スタッフが不足しており、どのようにスタッフを確保していくのかを考えていかなければならない。
- ◆ 医療的ケアの必要な子どもたちにも対応できるようなスタッフ（看護師など）を配置していく必要もある。
- ◆ 特別支援学校で学童クラブを行う場合や、市町村の学童クラブに支援の必要な子どもが来る場合に、ある程度の専門性を持ったスタッフやスタッフを対象にした研修会が必要である。
- ◆ 活動を進めるにあたり、ある程度の予算は必要であり、補助（国や自治体などからの）が必要である。
- ◆ 運動量を確保したり発散したりすることが必要な子どもたちに対して、そうした場の提供をしていく。
- ◆ 活動場所までの送迎を支援する必要がある。

(9) 四国ブロック**－ 現状と課題 －**

四国は一つの特別支援学校に対し、広範囲から通学していることが多い。通学だけで2時間以上かかる子どもも多く、放課後活動そのものが難しい場合も多い。また立地条件から、公共交通機関の利用が難しく、学校のスクールバスや保護者送迎のみの学校も皆無ではないため、交通網の整備と移動手段に大きな支援のない現状では、放課後活動は難しい。よって「放課後子どもプラン」の実施は非常に少ない。

しかし、小学校で実施している「学童クラブ」等では、居住地が学区内であれば当該小学校の子どもでなくても、また障害があっても受け入れてもらうことはできる。通常は小学校3年生までしか受け入れてくれない「学童クラブ」も障害のある子どもの場合は、相談次第で小学校卒業まで所属することもできる。ただし、既存の施設での活動のため、トイレや階段等、肢体不自由者に対応できていない所は少ない。自閉症児のための個別的なスペースなどが確保されていることもほとんどない。障害のある子どもの受け入れが決まると、加配等の手続きはしてもらえらるが、年度途中などでは加配をつけることができないこともある。また、専門家による定期的な巡回指導をお願いしているところも少ない。

このような状態では、利用したいという希望があっても、病弱・虚弱や、障害の状態によっては、常に医療や生活規制が必要な子どもは、医療および専門的な知識を持った指導員さんが居なければ、参加することは難しい。

以上のような現状を踏まえて今後の課題としては、

1. 活動できる場所とスタッフの確保
2. 「放課後子どもプラン」の見直し
3. 予算の明確化
4. ボランティアの充実 等が考えられる。

平日のみならず、長期休業中のことも考えると、居住地域での活動が望ましいと思われるが、施設面の問題や障害特性を考慮すると、特別支援学校での活動の方が障害のある子どもにとっては良い場合もある。とは言え、放課後のルールは授業時間中との違いもある。子どもが混乱する場合もあるであろうし、何より特別支援学校には放課後活動用として提供できる空き教室がない。別の場所で行うにも、公共交通機関の発達等、交通網の整備がされなければ、スタッフの確保も難しい。送迎の手段も考えなければならない。その上で「放課後子どもプラン」を実施しているかどうかを考えていかなければならないのではないだろうか。

また、活動を立ち上げ、進めるためには、国や自治体などからの補助金が必要である。専門性のある人や、医療的ケアのための看護師を確保するにしても、予算を明確化する必要がある。さらに、地域支援コーディネーターのような人やボランティアが、保護者、行政、特別支援学校と連携して健常児と一緒に活動したり、分かれて活動したりとプログラム調整をするようにできたらどうだろうか。また、寄宿舎生や高等部等自力通学生のため、学校内での部活動のような活動も充実させる必要があるのではないだろうか。指導にあたるのは、教員のみならず、地域の人やボランティアでも良い。高等部の卒業後、余暇活動につなげていけるようなものとなればなお望ましいのではないだろうか。



1. 九州各県の現状

北九州市など教育委員会の生涯学習課が市内で「いきいきバリアフリー」という、普通小学校と特別支援学校の児童生徒が、いっしょに土曜日の活動を実施している所もあるが、放課後子どもプランの実施が地域や保護者などへ伝わっていない（長崎）、実施には意欲ある一部の自治体にとどまっている（熊本）などブロック全体では地域間差があるように思える。

また、日中一時支援事業で障害のある児童生徒の放課後支援が充実してきた一方、学童保育への障害児の受け入れがないのが現状といえる。

2. 九州各県の課題

(1) 受け入れの面から

幼い頃から、地域の子どもと過ごせる場をたくさん作ることで、障害のある子ども達が大きくなっても地域で住みやすくなると考えるが、地域社会が、障害がある児童生徒を十分に理解していないと、子ども間のトラブル、ひいては保護者間のトラブルが発生することも危惧される。

また、重度の医療的ケアが必要な子どもに対する看護師配置による受け入れ体制の整備や、障害に応じた活動内容の工夫が求められる。

視覚に課題のある児童生徒への専門的な配慮や、聴覚に課題のある子どもの放課後支援は、コミュニケーション面の課題が大きいのが、社会全体が手話を使ってコミュニケーションすることは難しく、子ども達が生き生きと放課後の時間を過ごすためには、まず、聾コミュニティとして聴覚に課題のある子どもたちが集まる場所の確保が必要となる。

対象も同世代の仲間と活動する重要性や保育の観点を鑑み、中学部程度までの受け入れ拡大の声がある一方、高等部の生徒やいろんな世代が集まっての活動も求められ、活動の場として老健施設の活用も視野に入れて検討することも良いのではないか。

(2) ボランティアの養成の面から

障害のある子どもの場合は、一人一人のニーズや対応も異なるので、放課後子どもプラン実施にあたっては、環境面での配慮や障害についての知識を持った指導員の加配などが欠かせない。また、児童生徒の実態等を踏まえたボランティアの養成や理解啓発等が大切になってくるのではないか。しかしながら、そのような予算の確保が可能なのだろうか。

特別支援学校等を退職された教員を放課後や休日のボランティアとして活用できないか。

(3) 寄宿舍入舎の児童生徒や送迎の面から

学校及び家庭から地域活動場所までの送迎の必要性の訴えは多く、遠方からの送迎が放課後活動の充実の妨げになっており、全県下制の特別支援学校などで寄宿舍に入舎している児童生徒は部活動などで対応するところもあるが、概して放課後の地域活動に参加しにくい。